

令和元年10月1日から

3歳から5歳までの幼稚園、保育所、認定こども園などを
利用するお子さんの保育料が**無償化**されます。

※ 0歳から2歳までの住民税非課税世帯のお子さんも対象になります。

幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する場合

【対象者・利用料】

- **幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する3歳から5歳までの全てのお子さんの保育料が無償化されます。**
 - ただし、これまで保育料に含まれていた給食費の副食費分(おかず、おやつ等)については、保護者負担となります。
なお、年収360万円未満相当世帯のお子さんと、兄弟姉妹で同時に保育施設等に入所している世帯の第3子以降のお子さん(認定こども園の幼稚園部門に入所している場合は、小学校3年生以下のお子さんからカウントして第3子以降のお子さん)については、給食費のうち副食(おかず・おやつ等)の費用が免除されます。
 - 無償化の期間は、満3歳になった後の4月1日から小学校入学前までの3年間です。
- **0歳から2歳までのお子さんについては、住民税非課税世帯を対象として保育料が無償化されます。**
 - それ以外の世帯については、お子さんが2人以上の世帯の負担軽減の観点から、現行制度を継続し、保育所等を利用する最年長のお子さんを第1子とカウントして、0歳から2歳までの第2子は半額、第3子以降は無償となります。(ただし、年収360万円未満相当世帯については、第1子の年齢は問わず、一番上のお子さんからカウントします。)
また、3歳未満でその世帯の第3子以降であるお子さんの無償化も継続して行います。

【対象となる施設・事業】

- 幼稚園、保育所、認定こども園に加え、**地域型保育も同様に無償化の対象と**されます。

(注)地域型保育とは、小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育を指します。

幼稚園・認定こども園の預かり保育を利用する場合

【対象者・利用料】

- 無償化の対象となるためには、市の「**保育の必要性の認定**」を受ける必要があります。

(注)原則、通われている施設を経由しての申請となります。「保育の必要性の認定」の要件については、就労等の要件(認可保育所の利用と同等の要件)がありますので、子育て支援課にご確認ください。

- 通常の利用に加え、**利用日数に応じて、最大月額1.13万円**までの範囲で預かり保育の利用料が無償化されます。

認可外保育施設等を利用する場合

【対象者・利用料】

- 無償化の対象となるためには、市の「**保育の必要性の認定**」を受ける必要があります。

(注1)保育所、認定こども園等を利用できていない方が対象となります。

(注2)「保育の必要性の認定」の要件については、就労等の要件(認可保育所の利用と同等の要件)がありますので、子育て支援課にご確認ください。

- **3歳から5歳までの子供たちは月額3.7万円まで、0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子供たちは月額4.2万円までの利用料が無償化**されます。

【対象となる施設・事業】

- **認可外保育施設に加え、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業**です。

(注1)認可外保育施設とは、一般的な認可外保育施設、地方自治体独自の認証保育施設、ベビーシッター、認可外の事業所内保育等を指します。

(注2)無償化の対象となる認可外保育施設は、都道府県等に届出を行い、国が定める基準を満たすことが必要です。ただし、基準を満たしていない場合でも無償化の対象とする5年間の猶予期間を設けます。

- **就学前の障害児の発達支援を利用する子供たちについても、3歳から5歳までの利用料が無償化**されます。

※認可外保育施設等においては、提供するサービスの内容や額に関する事項について、変更の内容やその理由の掲示を求めらるることとなっております。

問い合わせ先:江津市子育て支援課

TEL:0855-52-7933(保育係直通)

MAIL:kosodateshienka@city.gotsu.lg.jp